

経済産業省

20140328商局第1号

平成26年4月1日

改正 20140624商局第6号

平成26年6月27日

改正 20150204商局第3号

平成27年2月6日

改正 20170323商局第3号

平成29年3月31日

発電用風力設備の技術基準の解釈について

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也

この発電用風力設備の技術基準の解釈は、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第53号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容をできる限り具体的に示したものである。

なお、省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。

【定義】

(省令第2条)

第1条 この解釈において使用する用語は、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）及び省令において使用する用語の例による。

【取扱者以外に対する侵入防止措置】

(省令第3条)

- 第2条 発電用風力設備を設置する場所には、当該場所に取扱者以外の者が立ち入らないよう次号のいずれかにより措置を講じること。ただし、土地又は水域の状況により人が立ち入るおそれがない箇所については、この限りではない。
- 一 発電用風力設備周辺にさく、へいを設け、かつ、その出入口に立入りを禁止する旨を表示するとともに、施錠装置その他適当な装置を施設すること。
 - 二 風車を支持する工作物の出入口に立入りを禁止する旨を表示するとともに、施錠装置その他適当な装置を施設すること。
- 2 発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、発電用風力設備を設置する場所には、取扱者以外の者が容易に風車に接近しないように次号のいずれかにより措置を講じることとし、前項の規定は適用しない。
- 一 風車を取扱者以外の者が容易に接近するおそれのない位置に設置すること。
 - 二 風車に接触防止のためのカバー等を設置すること。
 - 三 発電用風力設備周辺にさく又はへいを設けること。

【風車の構造】

(省令第4条)

- 第3条 省令第4条第一号に規定する「負荷を遮断したときの最大速度」とは、非常調速装置が作動した時点より風車がさらに昇速した場合の回転速度を含むものをいう。
- 2 省令第4条第一号に規定する「構造上安全」とは、風車が前項に規定する最大速度に対して安全であることを含むものをいう。

- 第4条 省令第4条第二号に規定する「風圧」とは、発電用風力設備を設置する場所の風車ハブ高さにおける現地風条件（極値風及び三方向（主方向、横方向、上方向）の乱流を含む。）による風圧が考慮されたものであって、次に掲げるものを含むものをいう。

- 一 風車の受風面の垂直投影面積が最大の状態における最大風圧
 - 二 風速及び風向の時間的変化による風圧
- 2 省令第4条第二号に規定する「構造上安全」とは、風車が前項に規定する風圧に対して安全であることを含むものをいう。
- 3 発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、省令第4条第二号に規定する「風圧」とは、風車の制御の方法に応じて風車の受風面の垂直投影面積が最大となる状態において、風車が受ける最大風圧を含むものをいい、前項の規定は適用しない。

- 第5条 省令第4条第三号に規定する「風車に損傷を与えるような振動がないように施設する」とは、風車の回転部を自動的に停止する装置を施設することを含むものをい

う。

第6条 省令第4条第四号に規定する「取扱者の意図に反して風車が起動することがないように施設する」とは、風車の回転部を固定できるよう施設することを含むものをいう。

【風車の安全な状態の確保】

(省令第5条)

第7条 省令第5条第1項に規定する「安全かつ自動的に停止するような措置」及び同条第2項に規定する「安全な状態を確保するような措置」とは、次の各号に掲げる措置を含むものをいう。

- 一 単一故障（従属要因による多重故障を含む。）が発生した場合においても、風車を制御可能な状態が確保できるような措置
 - 二 常用電源が停電した場合においても、非常用電源の保持等により、風車を制御可能な状態が確保できるような措置
 - 三 調速装置及び非常調速装置が繰り返し作動した場合においても、耐久性を有する適切な材料を調速装置及び非常調速装置に使用することにより、風車を制御可能な状態が確保できるような措置
- 2 省令第5条第1項第一号に規定する「回転速度が著しく上昇した場合」とは、非常調速装置が作動する回転速度に達した場合をいう。
 - 3 省令第5条第1項第二号に規定する「風車の制御装置の機能が著しく低下した場合」とは、風車の制御用圧油装置の油圧、圧縮空気装置の空気圧又は電動式制御装置の電源電圧が著しく低下した場合をいう。
 - 4 省令第5条第2項に規定する「安全な状態」とは、風車の構造に応じて停止又は回転速度の減速その他の措置を行い、人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えない状態をいい、「安全な状態を確保するような措置」とは、機械的及び電気的な保護機能の双方又は一方を用いて風車を安全な状態に維持することをいう。
 - 5 省令第5条第2項において適用する同条第1項第二号に規定する「風車の制御装置の機能が著しく低下した場合」とは、風車の制御用圧油装置の油圧、圧縮空気装置の空気圧又は電動式制御装置の電源電圧が著しく低下した場合その他制御装置の機能が著しく低下した場合をいう。
 - 6 省令第5条第3項に規定する「雷撃から風車を保護するような措置」とは、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
 - 一 発電用風力設備を設置する場所の落雷条件を考慮し、次に掲げる地域の区分に応じ、次に定める要件を満たすこと。
 - イ 別図1のA線で囲まれた地域

- (イ) 風車への雷擊の電荷量を600クーロン以上と想定して設計すること。
 - (ロ) 雷擊から風車を保護する効果が高く、かつ、容易に脱落しない適切なレセプターを風車へ取付けること。
 - (ハ) 雷擊によって生ずる電流を風車に損傷を与えることなく安全に地中に流すことができる引下げ導体等を施設すること。
- (二) 風車への雷擊があった場合に直ちに風車を停止することができるよう、非常停止装置等を施設すること。

口 別図2のB線で囲まれた地域

- (イ) 風車への雷擊の電荷量を300クーロン以上と想定して設計すること。
- (ロ) イ(ロ)及び(ハ)の要件を満たすこと。

ハ 別図1のA線及び別図2のB線で囲まれた地域以外の地域

- (イ) 風車への雷擊の電荷量を150クーロン以上と想定して設計すること。
- (ロ) イ(ロ)及び(ハ)の要件を満たすこと。

二 風車を支持する工作物（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定の適用を受けるものを除く。）の高さが20メートルを超える部分を雷擊から保護するように、次に掲げる要件の全てを満たす避雷設備を設けること。

イ 雷擊によって生ずる電流を風車を支持する工作物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備として、日本工業規格A4201（建築物等の雷保護）—2003に規定する外部雷保護システムに適合する構造であること。

ロ 避雷設備の雨水等により腐食のおそれのある部分にあっては、腐食しにくい材料を用いるか、又は有効な腐食防止のための措置を講じたものであること。

7 省令第5条第3項に規定する「周囲の状況によって雷擊が風車を損傷するおそれがない場合」とは、当該風車を保護するように避雷塔、避雷針その他の避雷設備が施設されている場合を含むものをいう。

【圧油装置及び圧縮空気装置の施設】

(省令第6条)

第8条 電気設備の技術基準の解釈について（平成25年3月14日制定）第40条第2項（第二号ロを除く。）及び第3項の規定は、発電用風力設備として使用する圧油装置及び圧縮空気装置について準用する。この場合において、同条第2項中「開閉器及び遮断器に使用する圧縮空気装置」とあるのは「発電用風力設備として使用する圧油装置及び圧縮空気装置」と、「空気圧縮機」とあるのは「油ポンプ及び空気圧縮機」と、「空気タンク」とあるのは「圧油タンク及び空気タンク」と、「圧縮空気を通ずる管」とあるのは「圧油及び圧縮空気を通ずる管」と読み替えるものとする。

【風車を支持する工作物の構造耐力】

(省令第7条)

第9条 省令第7条第1項に規定する「自重、積載荷重、積雪及び風圧並びに地震その他の振動及び衝撃」とは、風車を支持する工作物に作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに風車の運転による振動並びに当該設置場所において通常想定される地震その他自然の要因により風車を支持する工作物に作用する振動及び衝撃（次項において「外力」という。）をいう。

- 2 省令第7条第1項に規定する「構造上安全」とは、風車を支持する工作物のタワー、基礎及びタワーと基礎との定着部が、工作物に作用する外力に対して安全であることを含むものをいう。
- 3 発電用風力設備であってその最高部の地表からの高さ（以下「風力設備全体高」という。）が15メートルを超えるものの風車を支持する工作物（船舶安全法第2条第1項の規定の適用を受けるものを除く。以下「特定支持物」という。）について、次条及び第11条に掲げる要件の全てを満たす場合であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該特定支持物については、省令第7条第1項に規定する「構造上安全」であるものとみなす。
 - 一 第12条に掲げる要件の全てを満たすものであること。
 - 二 風力設備全体高が60メートル以下の特定支持物であって、第13条から第15条に掲げる要件の全てを満たすものであること。

【特定支持物の構造等】

(省令第7条)

第10条 特定支持物の構造等に係る要件は、次に掲げるものとする。

- 一 構造上主要な部分は、特定支持物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すること。
- 二 構造上主要な部分は、特定支持物に作用する外力に対して座屈を生じないこと。
- 三 構造上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような韌性をもたせること。
- 四 基礎が、タワーに作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造上安全なものであること。
- 五 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造上安全なものであること。
- 六 タワー頂部のフランジ、タワーに設ける開口部及び構造上主要な部分の高力ボルトについて、特定支持物に作用する外力により生じる応力が当該部材の許容応力度を超えないこと。
- 七 タワーの溶接部及びボルト接合部が、疲労損傷に対して構造上安全なものであること。

八 構造上主要な部分で特に腐食又は摩損のおそれのあるものには、腐食若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用すること。

九 構造上主要な部分に使用する鋼材（炭素鋼に限る。）、コンクリートその他の材料の品質が、平成12年建設省告示第1446号（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件）別表第一（い）欄に掲げる材料の区分に応じ、それぞれ同表（ろ）欄に掲げる日本工業規格に適合すること。

【特定支持物の基礎】

（省令第7条）

第11条 特定支持物の基礎（鉄筋コンクリート造のものに限る。）に係る要件は、次に掲げるものとする。

一 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。

ロ 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。

ハ 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

二 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 四週圧縮強度は、1平方ミリメートルにつき12ニュートン（軽量骨材を使用する場合においては、9ニュートン）以上であること。

ロ 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において、昭和56年建設省告示第1102号（安全上必要なコンクリートの強度の基準を定める等の件）第一に適合するものであること。

三 前号に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、昭和56年建設省告示第1102号第二に規定する強度試験によること。

四 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めること。

五 コンクリート打込み中及び打込み後5日間は、コンクリートの温度が2度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生すること。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

六 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、捨コンクリートの部分を除いて6セ

ンチメートル以上とすること。

七 前号の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同号に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、平成13年国土交通省告示第1372号(建築基準法施行令第七十九条第一項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件)第1項第二号及び第三号に規定する構造方法を用いる部材については、適用しない。この場合において、同告示第1項第三号中「令第百三十八条第一項第二号に掲げるもの」とあるのは、「特定支持物」と読み替えるものとする。

八 特定支持物の支持地盤は、特定支持物の安定に必要な強度を有すること。

九 特定支持物の基礎は、転倒及び滑動を起こさず、かつ剛体であること。

【特定支持物に係る構造計算】

(省令第7条)

第12条 特定支持物の構造計算に係る要件は、次に掲げるものとする。ただし、次条から第15条に掲げる要件の全てを満たす場合はこの限りでない。

- 一 特定支持物の各部分の固定荷重及び積載荷重その他の実況に応じた荷重及び外力(次号ロただし書の規定により定める積雪荷重を含む。)によって、特定支持物の構造上主要な部分に損傷を生じないことを確かめること。
- 二 次に掲げる方法により計算した特定支持物に作用する積雪荷重によって、特定支持物の構造上主要な部分に損傷を生じないことを確かめること。
 - イ 積雪荷重は、積雪の単位荷重に風車の水平投影面積及びその地方における垂直積雪量を乗じて計算すること。
 - ロ イに規定する積雪の単位荷重は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき20ニュートン以上とすること。ただし、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第86条第2項ただし書の規定に基づき、特定行政庁(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。)が多雪区域を指定し、その区域につきこれと異なる定めをした場合、その定めるところによる。
- ハ イに規定する垂直積雪量は、平成12年建設省告示第1455号(多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を定める件)第二の規定に基づいて特定行政庁が規則で定める数値とすること。
- ニ イからハの規定にかかわらず、特別な調査又は研究により当該特定支持物の存する区域における50年再現期待値(年超過確率が2パーセントに相当する値をいう。)を求めた場合においては、積雪荷重を当該値とすることができます。

ホ イからニまでに規定する構造計算は、融雪装置その他積雪荷重を軽減するための措置を講じた場合には、その効果を考慮して積雪荷重を低減して行うことができる。この場合において、その出入口又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示すること。

三 地上 10 メートルにおける平均風速が次の式に従って地表面粗度区分を考慮して求めた数値以上である暴風によって、特定支持物の構造上主要な部分に損傷を生じないことを確かめること。この場合において、水平面内での風向と直交する方向及びねじれ方向の特定支持物の振動並びにタワー頂部においては鉛直方向の振動を適切に考慮すること。

$$q = 0.6 E V_0^2$$

(この式において、q、E及び V_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q 速度圧 (単位 1平方メートルにつきニュートン)

E 別表第1より算出した数値

V_0 平成 12 年建設省告示第 1454 号 (E の数値を算出する方法並びに V_0 及び風力係数の数値を定める件) 第二の表に掲げる風速 (単位 メートル毎秒))

四 次に定める方法による構造計算を行い、別表第2に規定する稀に発生する地震動によって特定支持物の構造上主要な部分が損傷しないことを、運動方程式に基づき確かめること。

イ 特定支持物に水平方向に作用する地震動は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。ただし、敷地の周辺における断層、震源からの距離その他地震動に対する影響及び特定支持物への効果を適切に考慮して定める場合においては、この限りでない。

(イ) 解放工学的基盤(表層地盤による影響を受けないものとした工学的基盤(地下深所にあって十分な層厚と剛性を有し、せん断波速度が約 400 メートル毎秒以上の地盤をいう。))における加速度応答スペクトル(地震時に特定支持物に生ずる加速度の周期ごとの特性を表す曲線をいい、減衰定数 5 パーセントに対するものとする。)を別表第2に規定する数値に適合するものとし、表層地盤による増幅を適切に考慮すること。

(ロ) 開始から終了までの継続時間を 60 秒以上とすること。

(ハ) 適切な時間の間隔で地震動の数値(加速度、速度若しくは変位又はこれらの組み合わせ)が明らかにされていること。

(ニ) 特定支持物が地震動に対して構造上安全であることを検証するために必要な個数以上であること。

ロ 特定支持物の規模及び形態に応じた上下方向の地震動、当該地震動に直交する方向の水平動、地震動の位相差及び鉛直方向の荷重に対する水平方向の変形の影

響等を適切に考慮すること。

- 五 前号に定める方法による構造計算を行い、別表第2に規定する極めて稀に発生する地震動によって特定支持物が倒壊、崩壊等しないことを、運動方程式に基づき確かめること。
- 六 第二号から前号までに規定する構造計算を行うに当たり、第一号に規定する荷重及び外力を適切に考慮すること。
- 2 前項各号の構造計算及び確認を行うに当たっては、構造上主要な部分の断面に生ずる長期、短期及び極めて稀に発生する地震時の各応力度を別表第3に掲げる式によつて計算すること。
- 3 第1項各号の構造計算及び確認を行うに当たっては、次に掲げる許容応力度、許容せん断応力度及び材料強度を用いること。
 - 一 鋼材等の許容応力度は、建築基準法施行令第90条の表一又は表二に掲げる値
 - 二 コンクリートの許容応力度は、建築基準法施行令第91条の表に掲げる値。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、平成12年建設省告示第1450号（コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件）第一又は第二の表に掲げる値によることができる。
 - 三 前号に規定するコンクリートの許容応力度を計算するに当たり、特定行政庁がその地方の気候、骨材の性状等に応じて規則で設計基準強度の上限の数値を定めた場合において、設計基準強度が、その数値を超えるときは、建築基準法施行令第91条の表の適用に関しては、その数値を設計基準強度とする。
 - 四 コンクリートの支圧の許容応力度は、別表第4に掲げる値
 - 五 溶接継目のど断面に対する許容応力度は、建築基準法施行令第92条の表に掲げる値
 - 六 高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度は、建築基準法施行令第92条の2第1項の表に掲げる値
 - 七 高力ボルトが引張力とせん断力とを同時に受けるときの高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度は、前項の規定にかかわらず、建築基準法施行令第92条の2第2項の式により計算した値
 - 八 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、平成13年国土交通省告示第1113号（地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件）に定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めた値。ただし、建築基準法施行令第93条の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ同表の値によることができる。
 - 九 構造上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、材料の種類及び品質に応じ、平成12年建設省告示第

2466号(高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度を定める件)第二第一号の表に掲げる値及び平成13年国土交通省告示第1024号(特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件)第一第三号の各表に掲げる値

- 十 鋼材等の材料強度は、建築基準法施行令第96条の表一及び表二に掲げる値
- 十一 コンクリートの材料強度は、建築基準法施行令第97条の表に掲げる値
- 十二 溶接継目のど断面に対する材料強度は、建築基準法施行令第98条の表に掲げる値
- 十三 鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度は、平成13年国土交通省告示第1024号第二第三号の各表に掲げる値

【風力設備全体高が60メートル以下の特定支持物に係る構造計算】

(省令第7条)

第13条 特定支持物(風力設備全体高が60メートル以下の場合に限る。以下この条から第15条までにおいて同じ。)の構造計算に係る要件は、次に掲げるものとする。

- 一 次に規定する荷重及び外力によって特定支持物の構造上主要な部分に生ずる力を、平成19年国土交通省告示第594号(保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件)第二に定める方法により計算すること。
 - イ 特定支持物の各部の固定荷重及び積載荷重は、当該特定支持物の実況に応じて計算すること。
 - ロ 積雪荷重は、前条第1項第二号に定める計算によること。
 - ハ 風圧荷重は、前条第1項第四号に規定する式により計算した速度圧に、平成12年建設省告示第1454号第三第1項の図7及び表9並びに第2項により、又は風洞試験により算出した風力係数を乗じて計算すること。なお、必要に応じ、風向と直角方向に作用する風圧荷重を計算すること。
- 二 特定支持物の地震力に関する構造計算は、次に定めるところによること。ただし、特定支持物の規模又は構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算して構造上安全であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。
 - (イ) 特定支持物の地上部分の各部分の高さに応じ、それぞれ下式によって計算した地震力により生ずる曲げモーメント及びせん断力に対して構造上安全であることを確かめること。

$$M = 0.4 h C_{si} W$$

$$Q = C_{si} W$$

(この式において、M、Q、h、C_{si}及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

M 地震力により生ずる曲げモーメント（単位 ニュートンメートル）

Q 地震力により生ずるせん断力（単位 ニュートン）

h、Csi及びWはそれぞれ別表第5に規定するh、Csi及びWの値）

(ロ) 特定支持物の地下部分は、地下部分に作用する地震力により生ずる力及び地上部分から伝えられる地震力により生ずる力に対して構造上安全であることを確かめること。この場合において、地下部分に作用する地震力は、特定支持物の地下部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算するものとする。ただし、特定支持物の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることが可能。

$$k \geq 0.1 (1 - (H / 40)) Z$$

(この式において、k、H及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。)

k 水平震度

H 特定支持物の地下部分の各部分の地盤面からの深さ（20を超えるときは20とする。）（単位 メートル）

Z 昭和55年建設省告示第1793号（Zの数値、Rt及びAiを算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準を定める件）に規定するZの数値）

二 前号の構造上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を別表第3に掲げる式（極めて稀に発生する地震時を除く。）によって計算すること。

三 第一号の構造上主要な部分ごとに、前号の規定によって計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ前条第3項第一号から第九号までの規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。

【風力設備全体高が60メートル以下の特定支持物の構造上主要な部分】

（省令第7条）

第14条 特定支持物（鉄骨造のものに限る。以下この条において同じ。）の構造上主要な部分に係る要件は、次に掲げるものとする。

- 一 特定支持物の構造上主要な部分の材料は、炭素鋼とすること。
- 二 特定支持物の構造上主要な部分である鋼材の圧縮材（圧縮力を負担する部材をいう。）の有効細長比は、柱にあっては200以下、柱以外のものにあっては250以下とすること。
- 三 特定支持物の構造上主要な部分である柱の脚部は、平成12年建設省告示第1456号（鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件）に従ったアンカーボルトによる緊結その他の構造方法により基礎に緊結すること。
- 四 特定支持物の構造上主要な部分である鋼材の接合は、高力ボルト接合又は溶接接

合とすること。

- 五 特定支持物の構造上主要な部分である継手又は仕口の構造は、平成12年建設省告示第1464号（鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件）に定める構造方法を用いること。
- 六 高力ボルト又はボルトの相互間の中心距離は、その径の2.5倍以上とすること。
- 七 高力ボルト孔の径は、高力ボルトの径より2ミリメートルを超えて大きくしてはならないこと。ただし、高力ボルトの径が27ミリメートル以上であり、かつ、構造上支障がない場合においては、高力ボルト孔の径を高力ボルトの径より3ミリメートルまで大きくすることができる。
- 八 ボルト孔の径は、ボルトの径より1ミリメートルを超えて大きくしてはならないこと。ただし、ボルトの径が20ミリメートル以上であり、かつ、構造上支障がない場合においては、ボルト孔の径をボルトの径より1.5ミリメートルまで大きくすることができる。

【風力設備全体高が60メートル以下の特定支持物の基礎】

(省令第7条)

- 第15条 特定支持物の基礎に係る要件は、次に掲げるものとする。
- 一 特定支持物の基礎について、次に定める方法による構造計算を行い、構造上安全であることを確かめること。
- イ 特定支持物、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じて、土圧、水圧その他の荷重及び外力を採用し、第11条第一号から第三号までに定める構造計算を行うこと。
- ロ 前号の構造計算を行うに当たり、自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して特定支持物又は特定支持物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめること。
- 二 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、柱及びはり（基礎ばかりを除く。）の出すみ部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあっては、その末端を折り曲げないことができる。
- 三 主筋の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあっては、主筋の径（径の異なる主筋をつなぐ場合にあっては、細い主筋の径。以下この条において同じ。）の25倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあっては、主筋の径の40倍以上とすること。ただし、平成12年建設省告示第1463号（鉄筋の継手の構造方法を定める件）に定める構造方法を用いる継手にあっては、この限りでない。
- 四 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前号の規定を適用する場合は、これらの号中「25倍」とあるのは「30倍」と、「40倍」とあるのは「50倍」

とすること。

(省令第7条)

第16条 第9条第3項の規定にかかわらず、特定支持物は、建築基準法の工作物に適用される同法に基づく構造強度に係る各規定に適合するものであること。

2 風車を支持する工作物（船舶安全法第2条第1項の規定の適用を受けるものに限る。）は、同項の規定に適合するものであること。

【風車を支持する工作物の施設制限】

(省令第7条)

第15条 風車を支持する工作物は、支線を用いてその強度を分担させないこと。

2 発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、前項の規定は適用しない。

附 則（20170323商局第3号）

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

<p>Eの数値は、次の式によって算出するものとする。</p> $E = Er^2 Gf$ <p>この式において、Er 及び Gf は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p>	
Er	平成12年建設省告示第1454号（Eの数値を算出する方法並びにV ₀ 及び風力係数の数値を定める件）第一第2項により算出した数値
Gf	次の表の地表面粗度区分及びハブ高さ H _h に応じて求めたガスト影響係数。ただし、当該特定支持物の規模又は構造特性及び風圧荷重の変動特性について、風洞試験又は実測の結果に基づき算出する場合にあっては、当該算出によることができる。

H _h 地表面 粗度区分	(1)	(2)	(3)
	20m 以下の場合	20m を超え 80m 未満の場合	80m 以上の場合
I	2.5 - η (2.6 - η)	(1) と (3) とに掲げる数値を直線的に補間した数値	1.8 (2.0)
II	2.8 - η (2.9 - η)		2.0 (2.1)
III	3.2 - η (3.4 - η)		2.1 (2.2)
IV	3.8 - η (4.0 - η)		2.3 (2.5)

地表面粗度区分は、平成12年建設省告示第1454号第一第2項の表に定める地表面粗度区分を表すものとする。

表の中 () 内の数値はピッチ制御風車のガスト影響係数を表し、また η は構造減衰比 ζ_s (%) の関数であり、次式により表す。

$$\eta = (\zeta_s - 0.5) / 3$$

(この式において、ζ_s は、次の数値を表すものとする。

- 増速機がある風車 ζ_s 0.8%
- 増速機がない風車 ζ_s 0.5%)

別表第2

周期(秒)	加速度応答スペクトル(単位 メートル毎秒毎秒)	
	稀に発生する地震動	極めて稀に発生する地震動
$T < 0.16$	$(0.64 + 6T)Z$	稀に発生する地震動に対する加速度応答スペクトルの五倍の数値とする。
$0.16 \leq T < 0.64$	$1.6Z$	
$0.64 \leq T$	$(1.024 / T)Z$	

この表において、T 及び Z は、それぞれ特定支持物の周期（単位 秒）並びにその地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度及び地震活動の状況その他地震の性状に応じて 1.0 から 0.7 までの範囲内において、昭和 55 年建設省告示第 1793 号に規定する Z の数値を表す。

別表第3

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	第10条に指定する多雪区域における場合	備考
長期に生ずる力	常時	$G + P + T$	$G + P + S + T$	
短期に生ずる力	積雪時	$G + P + R + S$	$G + P + R + S$	
	暴風時	$G + P + \gamma_s \gamma_g W$	$G + P + \gamma_s \gamma_g W$ $G + P + 0.35 S + \gamma_s \gamma_g W$	特定支持物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合においては、Pについては、特定支持物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
	発電時	$G + P + T'$	$G + P + T'$ $G + P + 0.35 S + T'$	
	地震時	$G + P + R + K$	$G + P + R + 0.35 S + K$	
極めて稀に発生する地震時に生ずる力		$G + P + R + K'$	$G + P + R + 0.35 S + K'$	
この表において、G、P、S、R、T、T'、W、K及びK'は、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。				
多雪区域とは、第10条に指定する区域をいう。				
G 第10条又は第11条に規定する固定荷重によって生ずる力 P 第10条又は第11条に規定する積載荷重によって生ずる力 S 第10条又は第11条に規定する積雪荷重によって生ずる力 R 発電時の年平均風圧荷重によって生ずる力 T 発電時の平均風圧荷重の最大値によって生ずる力 T' 発電時のピーク風圧荷重の最大値によって生ずる力 W 稀に発生する暴風時の風圧荷重によって生ずる力 K 稀に発生する地震力によって生ずる力				

K' 第10条に規定する極めて稀に発生する地震力によって生ずる力

γ_s 荷重係数、暴風時にヨー制御を行わない場合には 1.1、暴風時にヨー制御を行う場合には 1.35

γ_g 荷重低減係数、土木学会刊 風力発電設備支持物構造設計指針・同解説 [2010 年版] の荷重評価式を用いる場合にのみ 0.9

IEC61400-1 に示される風車故障時、緊急停止時、突風時等における風圧荷重は、それらが暴風時及び発電時の最大風圧荷重を上回る場合には、これらの荷重を短期荷重として照査する。

別表第4

支圧 (σ_{ba})		
長期	短期	極めて稀に発生する地震時の短期
$\sigma_{ba} = (0.25 + 0.05 A_c / A_b) \times F$ ただし、 $\sigma_{ba} \leq 0.5 F$	長期の 1.5 倍	長期の 2 倍
この表において、 σ_{ba} 、 A_c 、 A_b 及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。		
σ_{ba} コンクリートの許容支圧応力度（単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン） A_c 局部載荷の場合のコンクリート面の全面積（単位 1 平方ミリメートル） A_b 局部載荷の場合の支圧を受けるコンクリート面の面積（単位 1 平方ミリメートル） F コンクリートの設計基準強度（単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン）		

別表第5

曲げモーメント（単位 ニュートンメートル）	0.4 h Csi W
せん断力（単位 ニュートン）	Csi W

この表において、h、Csi 及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

h 特定支持物等の地盤面からの高さ(単位 メートル)

Csi 特定支持物等の地上部分の高さ方向の力の分布を表す係数で計算しようとする当該特定支持物等の部分の高さに応じて次の式に適合する数値

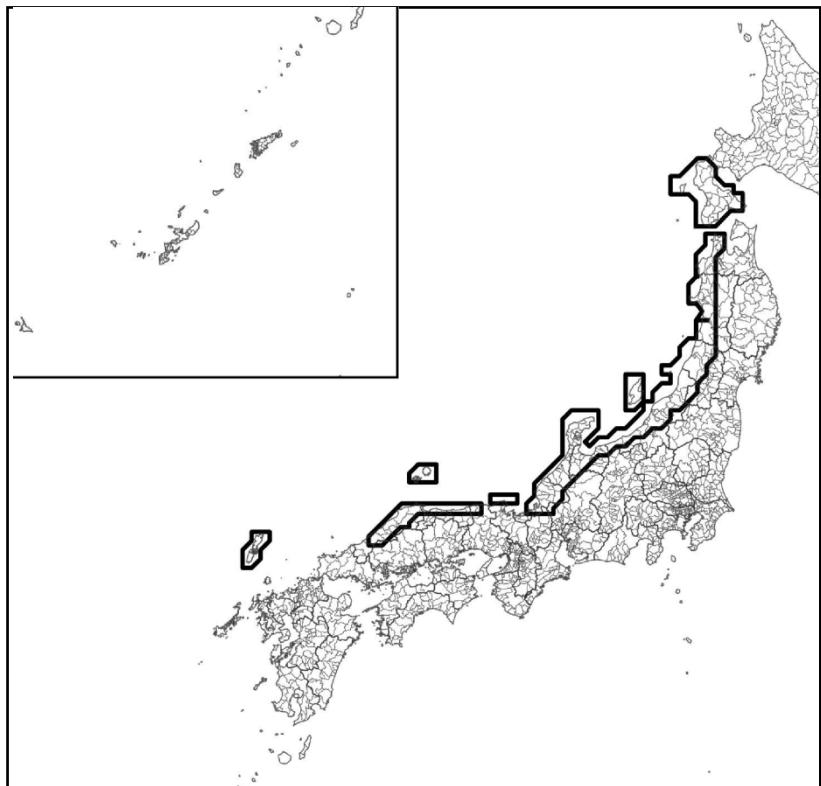
$Csi \geq 0.3 Z (1 - hi/h)$

この式において、Z 及びhi は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Z 昭和55年建設省告示第1793号に規定するZの数値

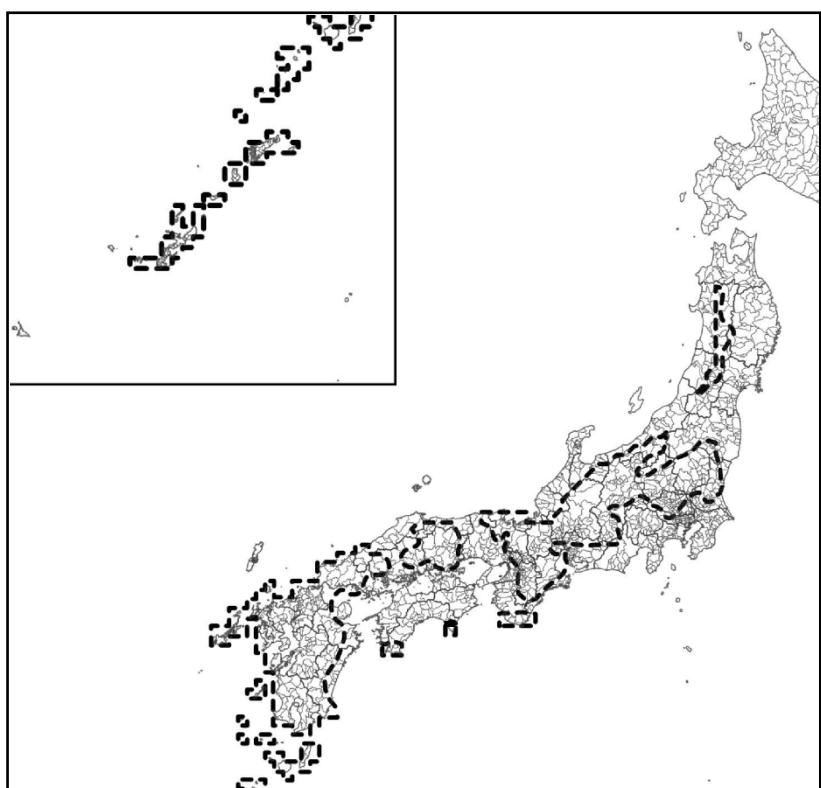
hi 特定支持物等の地上部分の各部分の地盤面からの高さ(単位 メートル)

W 特定支持物等の地上部分の固定荷重と積載荷重との和(単位 ニュートン)



別図 1

□ A 線



別図 2

□ B 線

備考 別図 1 及び別図 2 は、国土交通省国土地理院発行の地球地図日本データ（2011年発行）（縮尺 1000 万分の 1）を元に作成したものである。

